

平成 30 年度
第 5 回香美市まちづくり委員会会議録要旨

日 時 : 平成 30 年 10 月 10 日 (水) 午後 6 時 30 分～午後 8 時 15 分
場 所 : 香美市役所 3 階会議室 301・302
出席者 : まちづくり委員 16 名
 企画財政課長、企画調整班 3 名
会 長 : 公文久郎委員

- ・西村班長新任の挨拶
- ・会長開会の挨拶

【協議内容】

協働のまちづくり条例について

1. 第 4 条以降について

小委員会ごとに協議を行った。

2. 全体会

(健康福祉・教育小委員会)

- ・第 8 条（議会の役割）は土佐清水市の条例を参考にし、「議会は、香美市議会基本条例に則り、協働のまちづくりの実現を目指さなければならない」にすれば香美市議会基本条例にも整合性がありながら、協働のまちづくりの実現にも即した文面になるのではないか。
- ・第 10 条（必要な組織又は機関の設置）は「市は、協働のまちづくりを推進するため、必要に応じて、委員会その他の必要と認める組織又は機関を設置するものとする。」に変更する。

(産業・まちづくり小委員会)

- ・第 8 条は議会には監視という機能が元々備わっているので、「監視」という表現を別の適当な文言に変更できたら、議会案が良いのではないか。

(建設・環境小委員会)

- ・第 7 条（個人情報保護）は全体にかけるなら最後に記載しても良いのではないか。
- ・第 8 条はどちらも理解できるため 2 項立てにしてはどうか。議会案を第 1 項にし、「議会は、市民等の参画する協働のまちづくりが、第 3 条の基本理念に沿って進められているのかを調査しなければならない。」に変更し、市案を第 2 項とする。
調査した結果、協働のまちづくりが適切に行われていない場合は、施行規則や下位の条例で示してはどうか。

- ・第 11 条（協働推進計画）は労力をかけて作っても、どれほどの効果があるか疑問なので削除してはどうか。